

困り事なんでも特設相談所の開設

12月4日(木)～10日(水)は人権週間です。

いじめ・嫌がらせ、虐待、恋人やパートナーからの暴力、セクハラ・パワハラ、近隣トラブル、インターネットでのプライバシーの侵害など、人権問題で困り事がありましたら、下記に相談してください。※秘密は厳守します。

日時 12月9日(火) 10時～12時
会場 荻野公民館 相談員 町人権擁護委員
相談料 無料(前日までに要予約)
詳細 札幌法務局 苫小牧支局
☎ 34-7151

プロが教える!

プレミアム遺言書作成&保管申請マスター講座

遺言書の専門家が、基本的な書き方を解説します。遺言書作成から法務局における保管申請まで体験できる講座です。初めての方でも安心して参加できます。

日時 12月18日(木)・令和8年1月15日(木)
9時30分～11時15分
会場 札幌法務局苫小牧支局2階会議室
定員 各5人
申し込み 支局窓口または下記に電話
詳細 札幌法務局 苫小牧支局 総務課
☎ 34-7151

サクラマスの船釣りにはライセンスが必要です

12月15日(月)から令和8年3月15日(日)までの期間にサクラマスの船釣りを行う場合はライセンスが必要です。

ライセンス海域や釣獲時間などの詳細は、下記に問い合わせください。
※2次元コードからも確認できます。

詳細 胆振海区漁業調整委員会事務局
(胆振総合振興局水産課内)
☎ 0143-24-9812 (海区直通)

札幌弁護士会・法テラスによる無料法律相談

日時 12月4日、11日、18日、25日、
1月8日 いずれも木曜日
13時30分～15時30分
1日4件相談可能(1件30分)
会場 いきいき4・6
※11日は社台生活館で行います。
相談料 無料(要申し込み)
詳細 町民サービス課 環境生活室 町民生
活係 ☎ 82-2265

胆振から日本を元気に!

各種無料相談(平日・土曜)・出張相談を承ります。

●離婚 ●相続・遺言 ●交通事故 ●刑事弁護
●犯罪被害者支援 ●債務整理・過払金回収

弁護士 北海道みらい法律事務所
相談は要予約 ☎ 0143-83-6669

代表弁護士 増川 拓 弁護士 菊地 俊邦 弁護士 葛生 翔
(札幌弁護士会) (札幌弁護士会) (札幌弁護士会)

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) P有

http://www.hokkaido-mirai.com/

固定資産税の届け出をお忘れなく(建物)

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に1年分(全額)課税されます。

家屋を取り壊した時は次の手続きをしてください。

●滅失登記

不動産登記法により登記している「登記家屋」は、法務局で滅失登記申請をすると、翌年度より課税されません。

●滅失登記申請をしない家屋の取り壊し

「未登記家屋」を取り壊した場合や「登記家屋」でも取り壊した後滅失登記をしなかった場合、その確認ができずに課税される場合があります。

必ず税務課に「家屋滅失届出書」を提出してください。取り壊した家屋に関する固定資産税は、翌年度から課税されません。

また、車庫や物置を新築、建て替えた場合は課税対象になりますので、届け出してください。

詳細 財政税務課 資産税係

☎ 82-2659

町税の納付はお済みですか?

町では、町税の滞納者に対して滞納整理の強化を行っています。

納期限までに納付がない場合は法令に基づき財産を調査し、差し押さえを行います。納期限を確認し必ず納付しましょう。

納付が困難な場合は、財政税務課まで相談にお越しくください。

詳細 財政税務課 債権管理係

☎ 82-2659

交通事故などで国保を使えます

国民健康保険に加入している方が、交通事故などの第三者の行為によってけがをした場合に、資格確認書等を使って治療を受けることができ、治療にかかった医療費は、いったん国保が立て替えます。

立て替えた医療費は本来、加害者が負担すべきもので、国保から加害者側に請求するため、国保に「第三者行為による被害届」の提出が必要です。

加害者側との話し合いで示談が成立すると、その内容によっては国保が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなることがありますので、示談の前に相談してください。

《こんな時も届け出が必要です》

◆他人の飼い犬にかまれてけがをした。

◆自宅以外で建物の欠陥などでけがをした。

◆不当な暴力や傷害行為でけがをした。

※飲酒運転や無免許運転など自分の不法行為によりけがなどをしたときは、国保は使えません。

詳細 町民サービス課 国保年金係

☎ 82-2325